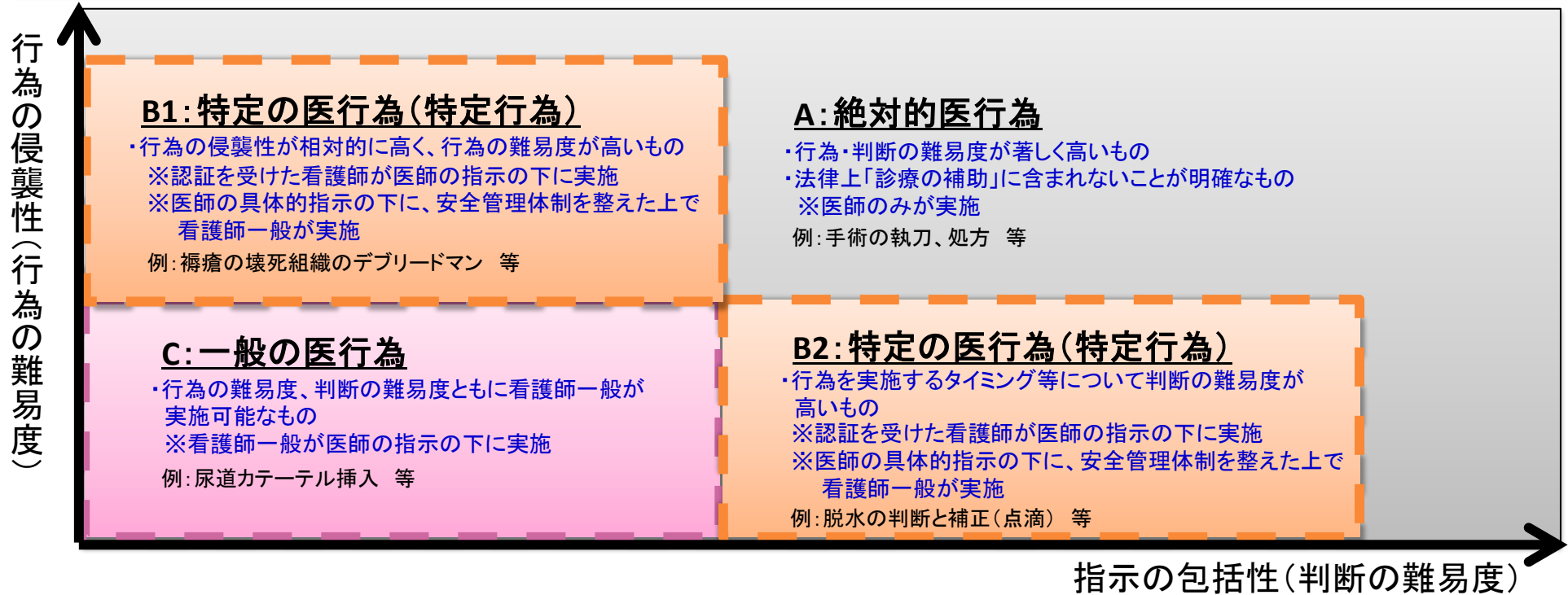


○ 「特定行為」については、医行為の侵襲性や難易度が高いもの(B1)、医行為を実施するにあたり、詳細な身体所見の把握、実施すべき医行為及びその適時性の判断などが必要であり、実施者に高度な判断能力が求められる(判断の難易度が高い)もの(B2)が想定されるのではないか。



<包括的指示の成立要件について>

- 看護師が医師の「(包括的)指示」を活用して診療の補助(医行為)を実施するにあたり、「(包括的)指示」が成立する条件としては、以下のようなことがある。
- ① 対応可能な患者の範囲が明確にされていること
 - ② 対応可能な病態の変化が明確にされていること
 - ③ 指示を受ける看護師が理解し得る程度の指示内容(判断の規準、処置・検査・薬剤の使用の内容等)が示されていること
 - ④ 対応可能な範囲を逸脱した場合に、早急に医師に連絡を取り、その指示が受けられる体制が整えられていること

(「チーム医療の推進に関する検討会 報告書」より)

看護師が行う医行為の範囲に関する基本的な考え方(たたき台)

○ 指示のレベル : 指示の包括性

指示の包括性

- (1) 実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断は伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するもの
 - ・指示内容、実施時期ともに個別具体的であるもの。
例) 処方箋
 - ・指示内容、実施時期について多少の判断は伴うもの。
例) 発熱時に複数の薬剤から指示に基づき投与
- (2) 複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるもの
例) 尿量、血圧に応じて点滴量・昇圧薬を指示の範囲内で調整
- (3) 診療内容の決定に関わるもの
例) 手術の可否の決定、薬剤の適応の可否

※対象者については、すべて個別具体的に示されている。

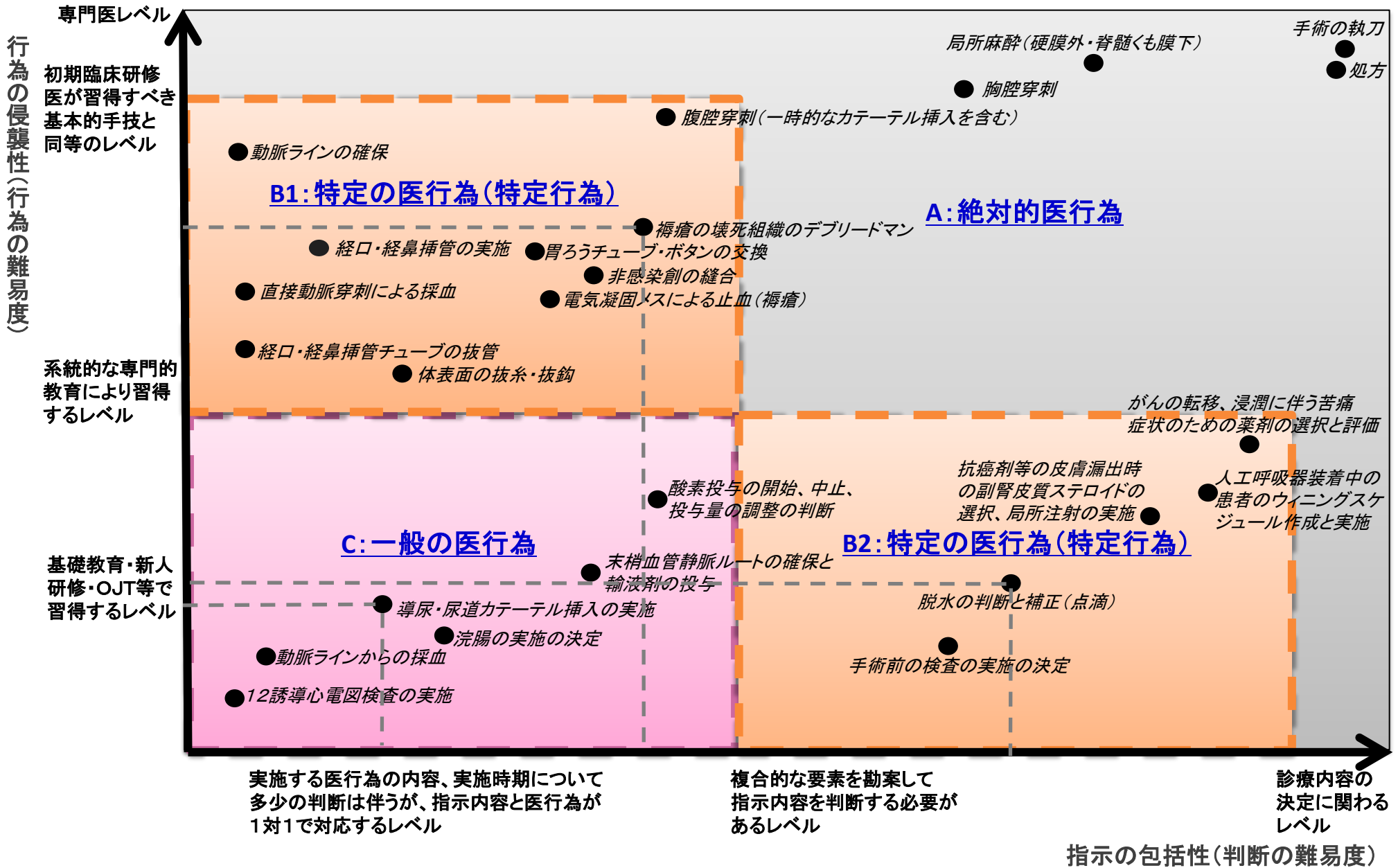
○ 行為のレベル: 行為の侵襲性

行為の侵襲性

- (1) 一般的な看護師が基礎教育、研修やOJT等で習得しているもの
例) 酸素吸入療法、静脈注射、尿道留置カテーテルの挿入
- (2) 系統的に専門的な教育を受けた看護師が習得しているもの
例) 褥瘡のデブリードマン、救急外来におけるトリアージ
- (3) 初期臨床研修医が習得すべき基本的手技と同等のレベルであるもの
例) 気管挿管、中心静脈確保、胸腔・腹腔穿刺、皮膚縫合
- (4) 専門医レベルでないと実施困難なもの
例) 人工心肺の開始、体内植込み式ペースメーカーの挿入

2種の評価基準により分類

看護師が行う医行為の範囲について(たたき台)



特定行為を検討する上での基本的な視点(たたき台)

- 「特定行為」とは、医師又は歯科医師の指示の下、臨床に係る実践的かつ高度な理解力、思考力、判断力その他の能力をもって行わなければ、衛生上危害を生ずるおそれのある行為であって、現在は診療の補助に含まれるかどうか不明確な業務・行為をいう。

医療現場において医行為が実施される場合、同じ医行為(看護師の実施する診療の補助)であっても患者の状態や実施者の技量、医療機関の設備等の環境によってその難易度が異なる。例えば、静脈注射は看護師が実施できる「診療の補助」として既に医政局長通知で示されているが、例えばNICUに入室しているような超未熟児に対して行う場合など、医師等(経験ある看護師を含む)が実施すべき場合もある。

特定行為を検討するに当たっては、以下の条件について、それぞれ標準的な場合を念頭に置いて検討を行うてはどうか。

○ 患者の病態や状態

当該医行為を実施する際に想定されている病態の範囲内(医師の指示の範囲内)であり、看護師の実施が想定されている患者である場合。

※ 指示の範囲を超えた病態や解剖学的な理由等(著しい肥満、未熟児等)で実施が困難な患者については医師が看護師による実施の可否について、個別に判断する。

○ 実施者の条件

5年以上の臨床経験があり、更に当該医行為に関連する分野の追加教育を受けた看護師又はそれと同等の看護師(安全管理体制により看護師の能力が補完される)が実施する場合。

※ 新人看護師が教育・研修を全く受けずに実施するようなことは医師が看護師による実施の可否について、個別に判断する。

○ 環境要因

当該医行為を実施するに当たって必要となる標準的な医療機器や医療材料等が備えられており、対応可能な範囲を逸脱した場合に、早急に医師に連絡を取り、指示が受けられる場合。

※ 必要な機械(中心静脈挿入時のエコー等)がない、医師のバックアップが全くないようなケースは、医師が看護師による実施の可否について、個別に判断する。